

○おいらせ町文化に関する表彰規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第28号

改正 平成20年7月23日教委規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、おいらせ町における文化の向上発展に関し、特に顕著な功績を上げた町民（町民を主体とした団体を含む。）に対してその功績を顕彰し、もっておいらせ町文化の普及振興に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 文化賞
- (2) 文化功労賞
- (3) 文化奨励賞
- (4) 文化教育奨励賞

(定義等)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 おいらせ町の住民基本台帳に記録されている者をいう。ただし、中学生以下の者を除く。
- 2 町外に居住している者でも、特においらせ町にゆかりのある者については、文化賞のみ選考の対象とする。

(表彰の基準)

第4条 第2条各号に掲げる各賞の表彰の基準は、次のとおりとする。

(1) 文化賞

ア 芸術（音楽、演劇、美術、文学、舞踊その他の分野）、科学（自然科学、社会科学及び人文科学の分野）、教育（学校教育、社会教育、文化活動、文化財保護等の分野）の展覧会及び創作、発表、研究活動等において、全国的に認められたもの

イ 芸術的技能が特に優れ、全国レベルで希少価値を持つもの

ウ 町外に居住している者でも、特においらせ町にゆかりのある者については、文化賞のみ選考の対象とする。

(2) 文化功労賞

ア 次の要件を併せ具備したもの

(ア) 芸術、科学、教育その他において、その普及奨励に特に尽力し、満年齢がおおむね50歳以上の者

(イ) 町内において引き続き10年以上にわたり文化活動の養成指導に寄与したもの

(ウ) 永年にわたり芸術、科学、教育その他の学術的研究において特に優れ、町の文化向上に寄与したもの

(エ) 日常不断の研さんに努め、現在も熱心に活動しているもの

イ アの要件を満たす場合であっても、次の場合は、除外される。

(ア) 文化関係の名誉的役職の地位にある者又は財政的援助のみを行う者である場合

(イ) 過去において主として文化に関する功績により、町の褒賞を受けたことがある場合

ウ 表彰に当たっては、被表彰者が行っている営業活動との関連を十分に検討するものとする。

(3) 文化奨励賞

ア 全県レベルの芸術、科学、教育の展覧会及び研究発表等において、特に優秀な成績を収めたもので、将来においても、町芸術文化等の活動が続けると認められるもの

イ 芸術的技能が特に優れ、全県的観点で希少価値を認められるもの

ウ その他広く町民文化として定着した活動を行うもので、今後更に町文化の向上に寄与すると思われるもの

(4) 文化教育奨励賞

ア 公的機関等が主催又は後援する全国大会規模以上の催しで、上位入賞を受賞した高校生等

イ その他教育長が特に表彰することが適当と認めた高校生等

第5条 前条各号のいずれかに該当する場合でも、素行上問題があるものについては、除外できるものとする。

(決定の方法)

第6条 被表彰者の決定は、別に定めるおいらせ町文化に関する表彰審議会の意見を聴き、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、教育委員会が行う。

2 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

3 故人に対する表彰は、被表彰者が当該表彰の年度中に死亡した場合にのみ、遺族に授与して追彰する。

(表彰の回数)

第8条 被表彰者の表彰の回数は1回とし、重複しないことを原則とする。ただし、文化奨励賞について重ねて表彰を認めるときは、前回の表彰から3年を経過していなければならないが、文化教育奨励賞についてはその限りではない。

(表彰の年度及び期日)

第9条 表彰の年度は、前年度の表彰日から本年度の表彰日の前日までとし、表彰の期日は、毎年文化の日とする。ただし、特別の事由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合の表彰は、その都度行う。

(記録の保存)

第10条 被表彰者の記録は、氏名、年齢、性別、住所、業績の概要その他必要な事項を明記して行うものとし、永年保存とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、教育長に委任する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の百石町又は下田町（以下「合併前の町」という。）において第4条第2号ア（イ）に規定する文化活動の養成指導に寄与していたものに関する同号の規定の適用については、合併前の町において当該文化活動の養成指導に寄与していた期間を通算する。

附 則（平成20年7月23日教委規則第5号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。